証券コード　8346
平成23年６月９日

株　主　各　位

福島県福島市大町３番25号
株式会社 東邦銀行
取締役頭取　北 村 清 士

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　このたびの東日本大震災により、被災されました株主の皆さまには心よりお見舞い申しあげます。
　さて、当行第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成23年6月24日（金曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成23年６月27日（月曜日）午前10時
２．場　　所　福島県福島市大町３番25号
　当行本店　８階大会議室
３．目 的 事 項
報 告 事 項
１．第108期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
２．第108期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役15名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第５号議案　役員賞与支給の件
第６号議案　取締役および監査役の報酬額改定の件

４．議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年６月24日（金曜日）午後５時15分までに到着するようご送付ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.e-kosi.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、74頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、平成23年６月24日（金曜日）午後５時15分までに行使くださいますようお願い申しあげます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにて複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、当行ホームページ（http://www.tohobank.co.jp/）に掲載させていただきます。

添　付　書　類

第108期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、本支店113か店において、預金業務、貸出業務、為替業務およびそれに付随する業務等を行い、地域に密着した営業活動を積極的に展開しております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、個人消費や住宅投資が持ち直し、輸出や生産が増加基調にあるなど回復に向けた動きを見せておりましたが、３月11日に発生した東日本大震災以降、一部の生産活動が大きく低下しており、輸出や国内民間需要にも相応の影響が及んでおります。

当行の主たる営業基盤である福島県内経済につきましても、生産活動などにおいて持ち直しの動きが続いておりましたが、震災および原子力発電所の事故により甚大な被害を受け、一時的な停滞を余儀なくされております。

金融環境については、震災後も日本銀行による潤沢な資金供給のもとで全体的に安定しております。日経平均株価は、震災直後に一旦大幅に下落いたしましたが、その後回復し、年度末には９千７百円台となりました。

事業の経過

このような環境のもと、当行は目指すべき銀行像として「大きく・強く・たくましく」を長期目標に掲げるとともに、中期経営計画「地域いちばん銀行計画2009」に取組んでおります。

個人のお客さまを中心とした利便性向上への取組みとしましては、平成22年４月より郡山北支店において個人のお客さまを対象とした土曜・日曜の窓口営業を開始しております。また、お客さまのさまざまな資産運用ニーズにお応えするため、各地区に配置しているマネーアドバイザーを増員するとともに、各営業店において

「資産運用相談会」をきめ細やかに開催し、お客さまのライフプランに沿った商品のご提案、情報提供などのアフターサービスを行ってまいりました。さらには、従来のコールセンターシステム機能を全面的に更改した「新統合コールセンターシステム」を導入し、新たに投資信託の購入・解約などのサービスをご利用いただけるようになりました。

法人のお客さまとのお取引につきましては、企業経営者の皆さまの多様な資金需要にお応えするとともに、M&A、事業承継対策などさまざまな経営課題の解決を支援するために、経営課題提案型営業を強力に展開し、コンサルティング機能の発揮に努めてまいりました。また、食の商談会「ふくしまフードフェア」をはじめとした販路拡大支援、ビジネスマッチングの推進など、地域経済の活性化に向けた取組みも積極的に行ってまいりました。さらには、経済の国際化が進展するなか、国際業務の一層の強化を図るとともに、「アジアビジネスセミナー」を開催するなど、お取引先企業の海外進出支援に力を注いでまいりました。

地域金融円滑化への取組みとしましては、「地域密着型金融推進計画」における事業再生への取組み強化の一環として、東北地方初となる「中小企業再生ファンド(名称：うつくしま未来ファンド)」を独立行政法人中小企業基盤整備機構・福島県内の金融機関等との共同出資により設立いたしました。また、株式会社企業再生支援機構と緊密に連携し大型の事業再生案件に取組むなど、地域経済の維持・発展のために力を尽くしてまいりました。

店舗戦略としては、福島市内北東部の中核店として福島卸町支店と福島中央市場支店を統合し、「北福島支店」を開設いたしました。新店舗は、総合受付、談話コーナー、セルフオペレーションコーナーを設置するなど、お客さまにより一層便利にご利用いただけるようデザイン面、機能面の工夫をこらしております。また、点字ブロックやスロープの設置などのバリアフリー化や、目の不自由な方もご利用いただけるＡＴＭの設置により、高齢者や障がいをお持ちのお客さまに配慮した店舗となっております。

ＣＳＲ（企業の社会的責任）への取組みとしましては、環境問題への対応として、平成21年度から、福島県が推進する「企業の森林(もり)づくり」制度を利用し、県内２か所（須賀川市、喜多方市）でボランティアの役職員や家族による植林活動（とうほうの森づくり）を実施しております。その活動の結果、平成22年８月に福島県で初

となる二酸化炭素吸収量認証制度の認証団体となりました。地域活性化の取組みについては、地域の金融経済教育の充実に取組んでいく観点より、平成23年度から福島大学において地域金融に関する提供講座を開設することといたしました。また、当行が事務局を務める「小さな親切」運動福島県本部において「エコキャップ収集運動」を積極的に展開したほか、地域の方々へ音楽に接していただく機会を提供する「ＴＯＨＯロビーコンサート」を開催いたしました。

今般の東日本大震災および原子力発電所の事故においては、発生当日に災害対策本部を設置し、被害の復旧や営業再開について迅速な対応を可能とする体制を構築いたしました。通帳、印章などをお持ちでないお客さまや、震災により行方不明となっているお客さまの預金払い戻しについては状況に応じて柔軟な対応を行いました。また、福島県外へ避難されているお客さまのため、各地の銀行と提携し預金の払い戻しを可能としております。

融資のお取引についても、お客さまの実情に応じご返済を一時停止するなど柔軟な対応を行っております。また、事業者向け融資商品「東邦・災害対応資金」や個人のお客さま向け融資商品「東邦・災害復旧ローン」を創設し、被災されたお客さまに対する円滑な資金供給を通じて復興支援に努めております。

事業の成果

［預金・譲渡性預金等］

お客さまの多様なニーズにお応えする商品の提供に努めてまいりました結果、預金は期中1,257億円増加し期末残高は２兆9,677億円となりました。また、譲渡性預金を含む総預金では、期中1,050億円増加し３兆748億円となりました。

また、公共債・投資信託・生命保険を対象とした預かり資産残高は、期中５億円増加し4,007億円となりました。

［貸出金］

地元企業をはじめとした事業性貸出の需要に積極的にお応えするとともに、住宅ローンを中心とした個人のお客さま向け貸出の増強にも努めてまいりました結果、貸出金は、期中860億円増加し２兆1,378億円となりました。

［有価証券］

投資環境や市場動向に留意しながら効率的な資金運用に努めました結果、有価証券は国債を中心に期中728億円増加し9,535億円となりました。

［損益］

貸出金・有価証券残高とも着実に増加いたしましたが、政策金利の変更に伴う運用利回りの低下などにより資金運用収益が減少したことや地域経済の伸びの鈍化および東日本大震災の間接的な影響などを背景に不良債権処理額が増加したことから、経常利益は前期比７億１千２百万円減益の99億１千２百万円となりました。また、東日本大震災に伴う与信コストや店舗の修繕費用等を特別損失に計上したことから、当期純利益は前期比22億８千６百万円減益の44億７千７百万円となりました。

［連結損益］

また、当行および子法人等１社、関連法人等５社による連結の業績につきましては、連結経常利益は、単体比８千５百万円増加の99億９千７百万円、連結当期純利益は単体比７千５百万円増加の45億５千２百万円となりました。

当行の対処すべき課題

東日本大震災および原子力発電所の事故により、福島県内経済は甚大な被害を受けております。当行は、福島県を中心とする地域経済の復興に全力で取組む姿勢を明確にするため、新たなコーポレートメッセージ「すべてを地域のために」を制定いたしました。

新たなコーポレートメッセージのもと、福島県の地域経済が早期に回復し、地域住民が安定した生活を取り戻すことができるよう、役職員一人ひとりが汗を流し、東邦銀行グループの総力をあげて復興支援に取組んでいく所存です。

また、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命の重要性を十分認識し、コンプライアンスを徹底するとともに、さらなる経営の透明性向上、業務の健全性・適切性向上に取組んでまいります。

お客さま、株主の皆さま、地域社会などすべての方々のご期待にお応えできるよう役職員一同一丸となって努力してまいる所存でございますので、皆さま方にはより一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

イ　単体業績の推移

（単位：億円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	26,068	27,293	28,420	29,677
定期性預金	10,398	11,023	11,513	11,786
その他	15,669	16,269	16,906	17,890
貸出金	18,647	20,437	20,517	21,378
個人向け	4,910	5,042	5,131	5,188
中小企業向け	7,176	7,323	6,978	6,930
その他	6,560	8,071	8,407	9,258
商品有価証券	10	9	6	6
有価証券	7,844	7,596	8,807	9,535
国債	3,180	3,377	4,580	5,578
その他	4,663	4,219	4,226	3,956
総資産	28,564	29,998	31,576	32,609
内国為替取扱高	218,767	214,265	201,020	207,220
外国為替取扱高	百万ドル 376	百万ドル 576	百万ドル 681	百万ドル 815
経常利益	百万円 8,323	百万円 4,678	百万円 10,624	百万円 9,912
当期純利益	百万円 4,590	百万円 1,898	百万円 6,763	百万円 4,477
１株当たりの当期純利益	円　銭 20　65	円　銭 8　59	円　銭 28　74	円　銭 17　72
信託財産	0	0	0	0
信託報酬	百万円 0	百万円 0	百万円 0	百万円 0

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．「１株当たりの当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

ロ　連結業績の推移

（単位：億円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
連結経常収益	百万円 63,564	百万円 62,870	百万円 62,841	百万円 61,516
連結経常利益	百万円 8,368	百万円 4,770	百万円 10,673	百万円 9,997
連結当期純利益	百万円 4,619	百万円 1,949	百万円 6,550	百万円 4,552
連結純資産額	1,227	1,155	1,410	1,389
連結総資産	28,569	30,003	31,582	32,615

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	前年度末	当年度末
使用人数	1,987人	2,007人
平均年齢	41年　1月	41年　2月
平均勤続年数	18年　7月	18年　8月
平均給与月額	413千円	432千円

（注）１．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
２．使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
３．平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	前年度末	当年度末
福島県	106店（うち出張所―）	105店（うち出張所―）
東京都	2　（　―）	2　（　―）
宮城県	2　（　―）	2　（　―）
茨城県	2　（　―）	2　（　―）
栃木県	1　（　―）	1　（　―）
新潟県	1　（　―）	1　（　―）
合計	114　（　―）	113　（　―）

（注）　上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を182か所（前年度末184か所）設置しております。また、当行が店舗管理銀行となっている、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を139か所（前年度末は168か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携に基づく店舗外現金自動設備を88か所（前年度末は89か所）それぞれ設置しております。

ロ　当年度新設営業所

営業所名	所在地
北福島支店	福島県福島市鎌田字熊ノ前19番地４

（注）　当年度において店舗外現金自動設備を、下記の２か所新設し、４か所廃止いたしました。

○新設

ダイユーエイトMAX福島店（福 島 市）　　ヨークベニマル内郷店（いわき市）

○廃止

枡記念病院（二本松市）　　三菱伸銅（会津若松市）

ホテルプリシード郡山（郡 山 市）　　双葉町役場（双 葉 町）

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設　備　投　資　の　総　額	1,681

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　容	金　額
北福島支店新築	399
統合コールセンターシステム	144

当年度中に実施した重要な設備の処分、除却については該当ございません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ございません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
東邦情報システム株式会社	福島市飯坂町平野字桜田３番地４	電子計算機ソフトウェア開発業務	平成５年４月２日	30百万円	5.00％	子法人等
東邦リース株式会社	福島市万世町５番10号	リース業務	昭和60年３月20日	60百万円	5.00％	関連法人等
東邦コンピューターサービス株式会社	福島市飯坂町平野字桜田３番地４	電子計算機による計算業務	昭和58年10月14日	30百万円	7.69％	関連法人等
東邦信用保証株式会社	福島市大町４番４号	信用保証業務	昭和60年３月20日	30百万円	5.00％	関連法人等
株式会社東邦カード	福島市大町４番４号	クレジットカード業務および信用保証業務	昭和60年４月15日	30百万円	5.00％	関連法人等
株式会社東邦クレジットサービス	福島市大町７番11号	クレジットカード業務および信用保証業務	平成２年７月12日	30百万円	5.00％	関連法人等

（注）１．上記の子法人等１社および関連法人等５社を含めた当期の業績の成果は、「１．当行の現況に関する事項」中「(2) 財産及び損益の状況」欄に記載しております。

２．当行が所有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行63行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。

2．地方銀行63行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行63行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。

5．株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

6．株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

7．株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

8．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

２．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位および担当	重 要 な 兼 職	その他
瀬　谷　俊　雄	取締役会長	福島商工会議所会頭	
北　村　清　士	取締役頭取(代表取締役) 監査部【正】担当		
遠　藤　　博	専務取締役(代表取締役) コンプライアンス【正】・監査部【副】 融資部・融資管理部担当		
渡　辺　正　彦	常務取締役 市場金融部・事務本部担当		
阿　部　賢　輔	常務取締役 本店営業部長		
櫛　谷　昭　一	常務取締役 郡山支店長		
加　藤　容　啓	常務取締役 コンプライアンス【副】 総合企画部・人事部・東京事務所担当		
阿　部　隆　彦	常務取締役 総務部・営業本部担当		
丹　野　真　助	取締役、平支店長		
斎　藤　紀　一	取締役、営業本部副本部長		
喜　古　　真	取締役、事務本部副本部長		
菊　地　邦　幸	取締役、東京支店長		
小　暮　憲　一	取締役、会津支店長		
守　谷　光　雄	取締役、融資管理部長		
竹　内　誠　司	取締役、営業本部副本部長兼法人営業部長		
高　橋　邦　尚	常勤監査役		
鈴　木　廣　明	常勤監査役		
齋　藤　信　一	監査役(社外監査役)		
平　賀　八　郎	監査役(社外監査役)		
牧　野　藤　厚	監査役(社外監査役)	牧野公認会計士税理士事務所 (代表者)	

（注）１．監査役のうち、齋藤信一、平賀八郎および牧野藤厚は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。
２．監査役のうち、齋藤信一、平賀八郎および牧野藤厚は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
３．監査役牧野藤厚は、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．平成22年６月22日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役本柳博之氏、常務取締役高荒俊勝氏、取締役梅津茂己氏は辞任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支　給　人　数	報　酬　等
取　締　役	18名	338
監　査　役	５名	56
計	23名	394

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含めておりません。
使用人分報酬の額　　82百万円
２．報酬等の額には、以下のものも含まれております。
イ　平成23年６月27日開催の第108回定時株主総会において付議いたします役員賞与
取　締　役　　25百万円
監　査　役　　3百万円
ロ　役員退職慰労引当金繰入額のうち、当事業年度に該当する額
取　締　役　　99百万円
監　査　役　　13百万円
３．上記のほか、平成22年６月22日開催の第107回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって辞任した役員に対し支給した役員退職慰労金のうち、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額に含まれていない分が１百万円（取締役分１百万円）あります。
４．定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取　締　役　　月額　21百万円
監　査　役　　月額　4百万円
５．上記の支給人数には、平成22年６月22日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役３名を含んでおります。

３．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
監査役　　牧　野　藤　厚	牧野公認会計士 税理士事務所（代表者）

（注） 上記に掲げる社外役員の兼職先と当行との間の取引はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
監査役 齋　藤　信　一	７年９カ月	取締役会 25回中23回に出席 監査役会 23回中20回に出席	長年、地方行政に携わった経験を基に客観的・中立的視点で意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。
監査役 平　賀　八　郎	３年９カ月	取締役会 25回中24回に出席 監査役会 23回中23回に出席	金融業務に精通した専門的見地から、積極的に質問し意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。
監査役 牧　野　藤　厚	２年９カ月	取締役会 25回中23回に出席 監査役会 23回中21回に出席	長年の公認会計士としての経験と幅広い見識を基に意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。

(3) 責任限定契約

当行は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記３名の社外監査役は当行との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
齋　藤　信　一	在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える部分については、会社は社外役員を免責する。
平　賀　八　郎	
牧　野　藤　厚	

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	３名	15	―

（注）　報酬等の額には、以下のものも含まれております。

イ　平成23年６月27日開催の第108回定時株主総会において付議いたします役員賞与

監　査　役　　１百万円

ロ　役員退職慰労引当金繰入額のうち、当事業年度に該当する額

監　査　役　　３百万円

(5) 社外役員の意見

特記すべき事項はございません。

４．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	798,256千株
発行済株式の総数	255,500千株 （自己株式364千株を含む）

（注） 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

12,415名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	15,259千株	5.98%
東邦銀行従業員持株会	10,017	3.92
明治安田生命保険相互会社	9,924	3.88
日本生命保険相互会社	9,923	3.88
福島商事株式会社	8,436	3.30
東京海上日動火災保険株式会社	5,556	2.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,798	1.88
株式会社みずほコーポレート銀行	4,668	1.82
東北電力株式会社	4,658	1.82
住友生命保険相互会社	3,939	1.54

（注）１．持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（364千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

５．当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ございません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ございません。

６．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 尾　形　克　彦 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴　木　和　郎 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 満　山　幸　成	当行の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 ・公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　66百万円 ・公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額　１百万円 合　計　67百万円	公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務の内容 ・国際財務報告基準移行にかかるワークショップ

（注）１．なお、当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

２．当行、子会社および子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額　67百万円

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

７．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

８．業務の適正を確保する体制

当行の企業理念に基づき、更なる業務の健全性・適切性の向上を目指す態勢を整備し、地域社会やお客さまからの揺るぎない信頼を確立することを目的として、以下のとおり「内部統制に関する基本方針」を定めております。本方針は、会社法および会社法施行規則に基づき平成18年５月12日の取締役会において決議し、平成19年12月26日の取締役会において一部改訂いたしました。

(1) 法令等遵守態勢

イ　取締役会は、「法令等遵守の基本方針」とこれに基づく具体的な行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役および全従業員等がこれを遵守する。

ロ　取締役会は、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的な実践計画に基づく態勢整備を図る。加えて、コンプライアンス担当役員を委員長とする「法令遵守委員会」を設置し、定期的に法令等遵守態勢・状況のチェックおよび管理等の審議結果について報告を受ける。また、全行的な法令等遵守の統括に関する事項を所管するコンプライアンス統括部門を設置する。

ハ　コンプライアンス統括部門は、法令等遵守状況のチェックおよび管理等を行うとともに、各部店で任命される法令遵守担当者を通じて法令等遵守態勢の徹底を行う。加えて、公益通報者保護の窓口として、グループ会社を含めた全従業員等に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる態勢を構築し、その報告内容に応じ速やかに是正措置を講ずる。

ニ　内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

ホ　当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

取締役の職務の執行状況に関する情報については、文書規程等に基づき、各種会議の議事録および各種業務の執行にかかる稟議書等を作成する。これらの文書については、取締役および監査役が常時閲覧できるよう保存・管理する。

(3) リスク管理態勢

イ　取締役会は「リスク管理の基本方針」および各リスクの管理規程等を制定し、リスク統括部門および各リスク管理部門、管理方法等を定める。加えて「危機管理対応計画」を定め、各種リスクの顕在化を契機とする危機発生時における速やかな復旧と円滑な対応に努める。

ロ　取締役会は、「リスク管理委員会」等を設置し、定期的に各種リスクの保有状況や対応方針等にかかる審議結果について報告を受ける。リスク統括部門は、各リスク管理部門を通じて常時モニタリングを行うとともに、その結果について取締役会に報告する。

ハ　内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

(4) 職務の効率性確保

定款に定めた事業目的を取締役が効率的に遂行するため、以下の態勢を構築する。

イ　取締役会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践する。

ロ　取締役会は、中期経営計画や年度基本方針、年度および半期予算等を策定するとともに、「常務会」や「地域いちばん計画推進委員会」等で進捗管理を行い、必要な経営施策を機動的に策定する。

ハ　取締役は、その業務執行状況について取締役会に報告する。

(5) 企業集団（グループ会社）の業務の適正を確保する態勢

イ　当行の取締役会がグループ各社の業務の適正を監視するとともに、「子会社等管理規程」を制定してグループ会社の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等グループ全体での内部統制システムを構築する。

ロ　グループ各社は経営計画を策定するとともに、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して報告を行い、グループ全体での効率性を確保し、連携態勢を強化していく。

ハ　内部監査部門は、グループ会社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じてグループ会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

ニ　当行およびグループ各社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備する。

(6) 監査役（会）へのサポート態勢

イ　監査役（会）の事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、監査役（会）における業務監査のサポートを行う。

ロ　当該スタッフの人事に関しては、監査役と取締役が意見交換を行うなどにより、監査役（会）へのサポート態勢維持に努める。

(7) 監査役（会）への報告態勢

監査役は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況について取締役および全従業員等から報告を受ける。また、監査役は取締役会・常務会・各種委員会など重要な会議に出席するとともに、各種議事録や重要書類等の閲覧により、執行状況の報告を受ける。

(8) 監査役監査の実効性確保

イ　監査役（会）は、銀行の業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。

ロ　監査役（会）は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより、効率的な監査を実施する。また、必要に応じて外部専門家の意見を聴取するなど、適正な監査の実施に努める。

９．会計参与に関する事項

該当ございません。

10. その他

該当ございません。

第108期末（平成23年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	81,748	預金	2,967,709
現金	58,045	当座預金	71,480
預け金	23,702	普通預金	1,624,379
コールローン	20,596	貯蓄預金	50,083
買入金銭債権	3,852	通知預金	12,971
商品有価証券	605	定期預金	1,165,808
商品国債	373	定期積金	12,842
商品地方債	232	その他の預金	30,143
金銭の信託	19,270	譲渡性預金	107,185
有価証券	953,560	借用金	17,981
国債	557,875	借入金	17,981
地方債	92,509	外国為替	99
社債	191,862	売渡外国為替	60
株式	32,932	未払外国為替	39
その他の証券	78,380	その他負債	9,501
貸出金	2,137,806	未決済為替借	3
割引手形	9,985	未払法人税等	78
手形貸付	124,027	未払費用	5,073
証書貸付	1,822,904	前受収益	1,069
当座貸越	180,889	給付補てん備金	6
外国為替	2,088	金融派生商品	448
外国他店預け	2,087	リース債務	448
買入外国為替	0	資産除去債務	73
その他資産	9,960	その他の負債	2,299
前払費用	23	役員賞与引当金	28
未収収益	4,757	退職給付引当金	9,868
金融派生商品	369	役員退職慰労引当金	661
その他の資産	4,809	睡眠預金払戻損失引当金	155
有形固定資産	35,617	偶発損失引当金	311
建物	9,377	ポイント引当金	63
土地	23,713	災害損失引当金	235
リース資産	259	再評価に係る繰延税金負債	4,321
建設仮勘定	3	支払承諾	4,637
その他の有形固定資産	2,263	負債の部合計	3,122,762
無形固定資産	2,191	（純資産の部）	
ソフトウェア	1,291	資本金	23,519
リース資産	167	資本剰余金	13,653
その他の無形固定資産	732	資本準備金	13,653
繰延税金資産	14,300	利益剰余金	100,033
支払承諾見返	4,637	利益準備金	8,990
貸倒引当金	△25,331	その他利益剰余金	91,043
		別途積立金	85,600
		繰越利益剰余金	5,443
		自己株式	△986
		株主資本合計	136,219
		その他有価証券評価差額金	1,711
		土地再評価差額金	212
		評価・換算差額等合計	1,923
		純資産の部合計	138,143
資産の部合計	3,260,905	負債及び純資産の部合計	3,260,905

第108期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		61,359
資金運用収益	45,256	
貸出金利息	35,397	
有価証券利息配当金	9,707	
コールローン利息	150	
預け金利息	0	
その他の受入利息	0	
信託報酬	0	
役務取引等収益	10,258	
受入為替手数料	3,628	
その他の役務収益	6,629	
その他業務収益	4,095	
外国為替売買益	117	
商品有価証券売買益	11	
国債等債券売却益	3,963	
その他の業務収益	2	
その他経常収益	1,750	
株式等売却益	199	
金銭の信託運用益	213	
その他の経常収益	1,337	
経常費用		51,447
資金調達費用	3,588	
預金利息	3,088	
譲渡性預金利息	147	
コールマネー利息	13	
借用金利息	337	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	5,037	
支払為替手数料	589	
その他の役務費用	4,448	
その他業務費用	43	
国債等債券売却損	29	
国債等債券償還損	6	
金融派生商品費用	8	
営業経費	36,363	
その他経常費用	6,414	
貸倒引当金繰入額	3,689	
貸出金償却	20	
株式等売却損	1,108	
株式等償却	618	
金銭の信託運用損	21	
その他の経常費用	955	
経常利益		9,912
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		2,459
固定資産処分損	204	
減損損失	35	
災害による損失	2,130	
その他の特別損失	89	
税引前当期純利益		7,452
法人税、住民税及び事業税		776
法人税等調整額		2,198
法人税等合計		2,974
当期純利益		4,477

第108期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	23,519
当期末残高	23,519
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	13,653
当期末残高	13,653
資本剰余金合計	
前期末残高	13,653
当期末残高	13,653
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	8,645
当期変動額	
利益準備金の積立	344
当期変動額合計	344
当期末残高	8,990
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	80,600
当期変動額	
別途積立金の積立	5,000
当期変動額合計	5,000
当期末残高	85,600
繰越利益剰余金	
前期末残高	8,007
当期変動額	
利益準備金の積立	△344
別途積立金の積立	△5,000
剰余金の配当	△1,710
当期純利益	4,477
自己株式の処分	△0
土地再評価差額金の取崩	13
当期変動額合計	△2,564
当期末残高	5,443
利益剰余金合計	
前期末残高	97,253
当期変動額	
剰余金の配当	△1,710
当期純利益	4,477
自己株式の処分	△0
土地再評価差額金の取崩	13
当期変動額合計	2,780
当期末残高	100,033

科目	金額
自己株式	
前期末残高	△149
当期変動額	
自己株式の取得	△1,079
自己株式の処分	242
当期変動額合計	△837
当期末残高	△986
株主資本合計	
前期末残高	134,276
当期変動額	
剰余金の配当	△1,710
当期純利益	4,477
自己株式の取得	△1,079
自己株式の処分	242
土地再評価差額金の取崩	13
当期変動額合計	1,942
当期末残高	136,219
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	5,776
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,065
当期変動額合計	△4,065
当期末残高	1,711
土地再評価差額金	
前期末残高	225
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△13
当期変動額合計	△13
当期末残高	212
評価・換算差額等合計	
前期末残高	6,002
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,078
当期変動額合計	△4,078
当期末残高	1,923
純資産合計	
前期末残高	140,278
当期変動額	
剰余金の配当	△1,710
当期純利益	4,477
自己株式の取得	△1,079
自己株式の処分	242
土地再評価差額金の取崩	13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,078
当期変動額合計	△2,135
当期末残高	138,143

第108期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）個別注記表

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記１．及び２．(1)と同じ方法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物	２年～40年
その他	２年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

ただし、東日本大震災の影響により、債務者の実態把握や担保物件の確認等が困難な債権については、信用リスクを考慮した簡便な方法により引当を行っております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（３年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(7) ポイント引当金

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来利用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(8) 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の原状回復費用および撤去費用等に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

（追加情報）

平成23年３月11日に発生した東日本大震災により、当行の店舗および社宅等において破損等の被害を受けました。被災した資産については、原状回復のための補修工事等を行う予定ですが、工事費用等の支払に備え、当事業年度末より災害損失引当金を計上しております。

７．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

８．ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は７百万円減少し、税引前当期純利益は73百万円減少しております。

追加情報

（従業員持株会信託における会計処理について）

当行は、平成22年５月10日開催の取締役会において、従業員の業績に対する意識を高め、株式価値の向上を目指した業務遂行を一層促進することにより中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として「従業員持株会信託」（以下、「持株会信託」といいます。）の導入を決議いたしました。

当行における持株会信託は、「東邦銀行従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての当行従業員を対象とするものです。持株会信託では、持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を当行が設定し、持株会信託が今後の一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を市場から取得します。その後、持株会信託は当該株式を毎月一定の日に持株会に売却します。信託終了時点までに、持株会に対する当行株式の売却を通じて持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として信託契約において予め定められた受益者要件を充足する当行従業員に分配されます。なお、当行は、持株会信託が当行株式を取得するための借入について、当行、持株会信託及び貸付人である借入先銀行との三者間で補償契約を締結するため、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当行が借入先銀行に対して残存債務を支払うことになります。

当該株式の取得・処分については、当行が信託口の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当行と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従って、信託口が所有する当行株式や信託口の資産及び負債並びに費用及び収益についても計算書類に含めて計上しております。なお、当事業年度末に持株会信託が所有する当該株式数は2,973,000株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

１．関係会社の株式総額　10百万円

２．貸出金のうち、破綻先債権額は6,170百万円、延滞債権額は48,642百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は305百万円であります。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は709百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,827百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,985百万円であります。

７．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	4,053百万円
担保資産に対応する債務	預　　金	10,710百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券97,037百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は892百万円であります。

８．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、619,782百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが604,212百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

９．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成12年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格（一部は同条第２号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は、10,918百万円であります。

10．有形固定資産の減価償却累計額　　48,244百万円

11．有形固定資産の圧縮記帳額　　1,028百万円

12．借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。

13．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は17,694百万円であります。

14．１株当たりの純資産額　　547円83銭

15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) 取得価額相当額

有形固定資産	312百万円
無形固定資産	―百万円
合　　計	312百万円

(2) 減価償却累計額相当額

有形固定資産	250百万円
無形固定資産	―百万円
合　　計	250百万円

(3) 期末残高相当額

有形固定資産	61百万円
無形固定資産	―百万円
合　　計	61百万円

(4) 未経過リース料期末残高相当額

１　年　内	36百万円
１　年　超	31百万円
合　　計	67百万円

(5) 支払リース料、減価償却費及び支払利息相当額

支払リース料	113百万円
減価償却費相当額	99百万円
支払利息相当額	5百万円

(6) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(7) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

16. 関係会社に対する金銭債権総額　10,136百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額　9,270百万円

18. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は165百万円であります。

(損益計算書関係)

1．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	110百万円
役務取引等に係る収益総額	72百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	103百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	6百万円
役務取引等に係る費用総額	810百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,165百万円

2．当事業年度において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額35百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)
福島県内	営業店舗等	土地	0
	遊休資産	土地	34
計			35

減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位（ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位）で行っております。

また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

3．「災害による損失」は、平成23年３月11日に発生した東日本大震災による損失を計上しております。その内訳は次のとおりであります。

貸倒引当金繰入額	1,814百万円
固定資産除却損	15百万円
災害損失引当金繰入額	235百万円
その他	65百万円
合　計	2,130百万円

4．「その他の特別損失」は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。

5．１株当たり当期純利益金額　17円72銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式				
普通株式	353	3,847	863	3,337

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

従業員持株会信託による当行株式の取得に伴う増加　3,835千株

単元未満株式の買取りによる増加　12千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

従業員持株会信託による当行株式の売却による減少　862千株

単元未満株式の買増しによる減少　1千株

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成23年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	5

２．満期保有目的の債券（平成23年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	27,335	27,830	494
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	27,335	27,830	494
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	―	―	―
合　計		27,335	27,830	494

３．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
子会社・子法人等株式	―	―	―
関連法人等株式	―	―	―
合　計	―	―	―

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	1
関連法人等株式	9
合　計	10

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」に含めておりません。

４．その他有価証券（平成23年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,306	11,447	2,858
	債券	595,464	586,776	8,687
	国債	380,564	375,704	4,859
	地方債	57,968	57,109	858
	社債	156,931	153,961	2,969
	その他	47,543	46,846	696
	小計	657,313	645,069	12,243
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	17,093	22,769	△5,675
	債券	219,447	221,547	△2,099
	国債	149,975	151,433	△1,458
	地方債	34,541	34,885	△344
	社債	34,931	35,227	△296
	その他	30,755	32,496	△1,740
	小計	267,296	276,812	△9,515
合　計		924,610	921,882	2,727

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,522
その他	81
合　計	1,603

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

５．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	3,621	108	1,108
債券	232,095	3,848	―
国債	227,451	3,703	―
地方債	4,123	124	―
社債	520	20	―
その他	7,670	207	29
合　計	243,387	4,163	1,137

６．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、614百万円（うち、株式614百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について（中間）期末日における時価が取得原価に比べて50％以上下落している場合、及び30％以上50％未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（平成23年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	15,161	―

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年３月31日現在）

	貸借対照表 計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの （百万円）	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの （百万円）
その他の金銭の信託	4,109	4,109	―	―	―

（注）1.　貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2.　「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	8,204百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	3,949
土地再評価差額金	2,506
減価償却損金算入限度超過額	1,573
その他	3,942
繰延税金資産小計	20,175
評価性引当額	△4,728
繰延税金資産合計	15,447
繰延税金負債	
土地再評価差額金	△4,321
その他有価証券評価差額金	△1,016
その他	△130
繰延税金負債合計	△5,468
繰延税金資産（負債）の純額	9,978百万円

貸借対照表における表示は以下の通りであります。

繰延税金資産	14,300百万円
再評価に係る繰延税金負債	4,321百万円

第108期（平成23年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	81,748	預金	2,967,588
コールローン及び買入手形	20,596	譲渡性預金	107,055
買入金銭債権	3,852	借用金	17,981
商品有価証券	605	外国為替	99
金銭の信託	19,270	その他負債	9,510
有価証券	954,153	役員賞与引当金	28
貸出金	2,137,806	退職給付引当金	9,906
外国為替	2,088	役員退職慰労引当金	667
その他資産	9,965	睡眠預金払戻損失引当金	155
有形固定資産	35,620	偶発損失引当金	311
建物	9,377	ポイント引当金	63
土地	23,713	災害損失引当金	235
リース資産	259	再評価に係る繰延税金負債	4,321
建設仮勘定	3	支払承諾	4,637
その他の有形固定資産	2,265	**負債の部合計**	**3,122,562**
無形固定資産	2,192	（純資産の部）	
ソフトウエア	1,291	資本金	23,519
リース資産	167	資本剰余金	13,653
その他の無形固定資産	732	利益剰余金	100,680
繰延税金資産	14,327	自己株式	△1,020
支払承諾見返	4,637	株主資本合計	136,832
貸倒引当金	△25,331	その他有価証券評価差額金	1,715
		土地再評価差額金	212
		その他の包括利益累計額合計	1,928
		少数株主持分	209
		純資産の部合計	**138,970**
資産の部合計	**3,261,533**	**負債及び純資産の部合計**	**3,261,533**

第108期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		６１，５１６
資金運用収益	４５，２５５	
貸出金利息	３５，３９７	
有価証券利息配当金	９，７０７	
コールローン利息及び買入手形利息	１５０	
預け金利息	０	
その他の受入利息	０	
信託報酬	０	
役務取引等収益	１０，２５８	
その他業務収益	４，１８０	
その他経常収益	１，８２１	
経常費用		５１，５１８
資金調達費用	３，５８８	
預金利息	３，０８８	
譲渡性預金利息	１４７	
コールマネー利息及び売渡手形利息	１３	
借用金利息	３３７	
その他の支払利息	１	
役務取引等費用	５，０３７	
その他業務費用	１２２	
営業経費	３６，３５４	
その他経常費用	６，４１４	
貸倒引当金繰入額	３，６８９	
その他の経常費用	２，７２５	
経常利益		９，９９７
特別利益		０
固定資産処分益	０	
特別損失		２，４６０
固定資産処分損	２０４	
減損損失	３５	
災害による損失	２，１３０	
その他の特別損失	８９	
税金等調整前当期純利益		７，５３７
法人税、住民税及び事業税		７８１
法人税等調整額		２，１９７
法人税等合計		２，９７８
少数株主損益調整前当期純利益		４，５５９
少数株主利益		６
当期純利益		４，５５２

第108期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	23,519
当期末残高	23,519
資本剰余金	
前期末残高	13,653
当期末残高	13,653
利益剰余金	
前期末残高	97,825
当期変動額	
剰余金の配当	△1,710
当期純利益	4,552
自己株式の処分	△0
土地再評価差額金の取崩	13
当期変動額合計	2,855
当期末残高	100,680
自己株式	
前期末残高	△182
当期変動額	
自己株式の取得	△1,080
自己株式の処分	242
当期変動額合計	△837
当期末残高	△1,020
株主資本合計	
前期末残高	134,815
当期変動額	
剰余金の配当	△1,710
当期純利益	4,552
自己株式の取得	△1,080
自己株式の処分	242
土地再評価差額金の取崩	13
当期変動額合計	2,017
当期末残高	136,832

科目	金額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	5,780
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,064
当期変動額合計	△4,064
当期末残高	1,715
土地再評価差額金	
前期末残高	225
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△13
当期変動額合計	△13
当期末残高	212
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	6,006
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,077
当期変動額合計	△4,077
当期末残高	1,928
少数株主持分	
前期末残高	206
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3
当期変動額合計	3
当期末残高	209
純資産合計	
前期末残高	141,027
当期変動額	
剰余金の配当	△1,710
当期純利益	4,552
自己株式の取得	△1,080
自己株式の処分	242
土地再評価差額金の取崩	13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,074
当期変動額合計	△2,056
当期末残高	138,970

第108期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

１．連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　１社

会社名

東邦情報システム株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等　　５社

会社名

東邦リース株式会社

東邦コンピューターサービス株式会社

東邦信用保証株式会社

株式会社東邦カード

株式会社東邦クレジットサービス

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

３月末日　１社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当ありません。

② 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等

該当ありません。

(5) のれんの償却に関する事項

該当ありません。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（ロ）金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物	２年～40年
その他	２年～20年

連結される子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

ただし、東日本大震災の影響により、債務者の実態把握や担保物件の確認等が困難な債権については、信用リスクを考慮した簡便な方法により引当を行っております。

連結される子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（３年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来利用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 災害損失引当金の計上基準

東日本大震災により被災した資産の原状回復費用および撤去費用等に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

(追加情報)

平成23年３月11日に発生した東日本大震災により、当行の店舗および社宅等において破損等の被害を受けました。被災した資産については、原状回復のための補修工事等を行う予定ですが、工事費用等の支払に備え、当連結会計年度末より災害損失引当金を計上しております。

(13) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

(16) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年３月31日) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日) を適用しております。

これにより、経常利益は７百万円減少し、税金等調整前当期純利益は73百万円減少しております。

Ⅲ．表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第５号平成23年３月25日) により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号) 別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年９月21日) により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号) 別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

Ⅳ．追加情報

（従業員持株会信託における会計処理について）

当行は、平成22年５月10日開催の取締役会において、従業員の業績に対する意識を高め、株式価値の向上を目指した業務遂行を一層促進することにより中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として「従業員持株会信託」（以下、「持株会信託」といいます。）の導入を決議いたしました。

当行における持株会信託は、「東邦銀行従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての当行従業員を対象とするものです。持株会信託では、持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を当行が設定し、持株会信託が今後の一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を市場から取得します。その後、持株会信託は当該株式を毎月一定の日に持株会に売却します。信託終了時点までに、持株会に対する当行株式の売却を通じて持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として信託契約において予め定められた受益者要件を充足する当行従業員に分配されます。なお、当行は、持株会信託が当行株式を取得するための借入について、当行、持株会信託及び貸付人である借入先銀行との三者間で補償契約を締結するため、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当行が借入先銀行に対して残存債務を支払うことになります。

当該株式の取得・処分については、当行が信託口の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当行と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従って、信託口が所有する当行株式や信託口の資産及び負債並びに費用及び収益についても連結計算書類に含めて計上しております。なお、当連結会計年度末に持株会信託が所有する当該株式数は2,973,000株であります。

Ⅴ．注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．関係会社の株式総額　603百万円

２．貸出金のうち、破綻先債権額は6,170百万円、延滞債権額は48,642百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は305百万円であります。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は709百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,827百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,985百万円であります。

７．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	4,053百万円
担保資産に対応する債務	預　　金	10,710百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券97,037百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は892百万円であります。

８．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、619,682百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが604,112百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

９．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成12年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格（一部は同条第２号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は、10,918百万円であります。

10．有形固定資産の減価償却累計額　　48,269百万円

11．有形固定資産の圧縮記帳額　　1,028百万円

12．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。

13．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は17,694百万円であります。

14．１株当たりの純資産額　　550円46銭

(連結損益計算書関係)

１．「その他の経常費用」には、株式等売却損1,108百万円、株式等償却618百万円を含んでおります。

２．当連結会計年度において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額35百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失額（百万円）
福島県内	営業店舗等	土地	0
	遊休資産	土地	34
計			35

減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位（ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位）で行っております。

また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

３．「災害による損失」は、平成23年３月11日に発生した東日本大震災による損失を計上しております。その内訳は次のとおりであります。

貸倒引当金繰入額	1,814百万円
固定資産除去損	15百万円
災害損失引当金繰入額	235百万円
その他	65百万円
合　計	2,130百万円

４．「その他の特別損失」は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。

５．１株当たり当期純利益金額　　18円２銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　　要
発行済株式					
普通株式	255,500	―	―	255,500	
合　　計	255,500	―	―	255,500	
自己株式					
普通株式	435	3,849	863	3,422	(注)
合　　計	435	3,849	863	3,422	

(注)　自己株式の変動事由の概要

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

従業員持株会信託による当行株式の取得に伴う増加　3,835千株

単元未満株式の買取りによる増加　12千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

従業員持株会信託による当行株式の売却に伴う減少　862千株

単元未満株式の買増しによる減少　1千株

2．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決　　議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成22年6月22日定時株主総会	普通株式	893百万円	3.50円	平成22年3月31日	平成22年6月23日
平成22年11月12日取締役会	普通株式	817百万円	3.25円	平成22年9月30日	平成22年12月8日
合計		1,710百万円			

(注)　配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金12百万円を含めておりません。これは従業員持株会信託口が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成23年6月27日定時株主総会	普通株式	819百万円	その他利益剰余金	3.25円	平成23年3月31日	平成23年6月28日

(注)　配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金9百万円を含めておりません。これは従業員持株会信託口が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（当行および当行の関連会社）は、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。資金運用は事業性貸出や住宅ローンなどの貸出及び有価証券投資を中心に行っており、資金調達は、主に預金により行っておりますが、日常の短期的な資金繰りにおいては金融市場から調達を行う場合もあります。このように、主として金利変動により経済価値が変動する可能性のある金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、市場の状況や長短のバランスを考慮して資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っております。また、当行では、基本的に相場変動リスクにさらされている資産・負債に係るリスクを回避することを目的として、市場流動性の高い商品に限定してデリバティブ取引を利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の事業法人及び個人に対する貸出金であり、貸出先の倒産や経営悪化等を原因として貸出金の元本や利息の回収が困難となり当行が損失を被る信用リスクにさらされています。当行の主たる営業地域は福島県であり、福島県の経済情勢が貸出先の業況や担保価値等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、有価証券は主に債券、株式であり、これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクにさらされております。

借入金及びコールマネーは、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。また、変動金利での借入を行っており、金利の変動リスクにさらされております。

デリバティブ取引には、顧客との金利スワップ、通貨スワップの直接取引があります。また、ＡＬＭの一環として、貸出金をヘッジ対象とした金利スワップ取引を行っており、同取引に対してはヘッジ会計の特例処理を適用しております。そのほか、外貨建運用にかかる外貨の調達手段として、通貨スワップ、為替予約があります。これらのデリバティブ取引は、金利・為替等の変動によって損失を被るリスク（市場リスク）と、取引相手方が契約不履行に陥った場合に損失が発生するリスク（信用リスク）にさらされております。なお、当行では取引の対象物の価格の変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊な取引（レバレッジのきいたデリバティブ取引）は利用しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理規程等を定め、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらのリスクの状況およびリスク管理の状況については、ＡＬＭ委員会の審議を経て、取締役会へ定期的に報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、格付や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスクについて、リスク量を適切に把握し、経営体力の範囲内にコントロールするとともに、リスクの配分によって適切な収益の確保を目指すため、ＡＬＭ運営の一環として管理しております。リスク管理の方法や手続等については、市場リスク管理規程等に定め、ＶａＲのほか、金利感応度や資産・負債の期間別構成の分析、シミュレーションを用いたリスク分析などにより、金利等が変動した場合の影響度を多面的に把握するほか、有価証券種類ごとに保有限度額や損失限度額を設定し、価格変動リスクの軽減を図ることとしております。また、半期ごとにＡＬＭ方針を作成し、ＡＬＭ委員会で審議を行っております。リスクの状況およびリスク管理の状況については、ＡＬＭ委員会の審議を経て、取締役会へ定期的に報告を行っております。

市場リスクのＶａＲの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間は金利や株式等のリスクカテゴリーごとに１ヶ月～１年、信頼区間99%、観測期間１年）を採用しております。平成23年３月31日（当期の連結決算日）現在の市場リスク量は、全体で10,396百万円となっております。なお、連結子会社の金融資産・負債の残高・感応度に重要性が乏しいことから、市場リスク量は単体で計測を行っております。当行では、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバック・テスティングを実施しております。平成22年度において実施したバック・テスティングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスク量、取引規模、評価損益について、月次でＡＬＭ委員会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、流動性リスク管理規程等を定め、資金調達や運用状況の分析を日々行うほか、定期的にシナリオに基づく資金繰り耐久度のチェックを行うことなどにより、流動性リスクを管理しております。これらのリスクの状況およびリスク管理の状況についてはＡＬＭ委員会の審議を経て、取締役会へ定期的に報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２)参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金預け金	81,748	81,748	―
(2) コールローン及び買入手形	20,596	20,596	―
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	605	605	―
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	27,335	27,830	494
その他有価証券	924,610	924,610	―
(5) 貸出金	2,137,806		
貸倒引当金（※１）	△25,166		
	2,112,640	2,139,643	27,002
資産計	3,167,537	3,195,034	27,497
(1) 預金	2,967,588	2,969,163	1,575
(2) 譲渡性預金	107,055	107,055	―
負債計	3,074,644	3,076,219	1,575
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(218)	(218)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	―	―	―
デリバティブ取引計	(218)	(218)	―

（※１）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※２）　その他の資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　) で表示しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

公共債の窓口販売業務として保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託については、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された基準価格によっております。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものは時価評価を行ったうえ、純資産額に対する持分相当額を時価としております。自行保証付私募債については下記貸出金と同様の方法により時価を算出しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合に比べ「有価証券」残高は4,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は2,686百万円それぞれ多く計上されており、「繰延税金資産」は1,792百万円少なく計上されております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、価格決定変数は、国債の利回り及び同利回りのボラティリティであります。

(5) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を債務者の区分ごとの予想損失率に基づく理論値金利で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該貸出金の時価に当該ヘッジ手段の時価を含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、

帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金等の時価は、預金の種類ごとに元利金の合計額を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は金利スワップ、通貨スワップ、為替予約であり、取引所の価格や割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (4) その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（※１）（※２）	2,126
② 組合出資金（※３）	80
合計	2,207

（※１） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※２） 当連結会計年度において、非上場株式について４百万円減損処理を行っております。

（※３） 組合出資金のうち、組合財産が不動産など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３） 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金	23,702	―	―	―	―	―
コールローン	20,596	―	―	―	―	―
有価証券	95,701	170,796	241,035	121,008	273,746	10,704
満期保有目的の債券	10,034	17,301	―	―	―	―
うち国債	10,034	17,301	―	―	―	―
その他有価証券のうち満期があるもの	85,667	153,494	241,035	121,008	273,746	10,704
うち国債	33,383	61,130	92,356	101,618	231,347	10,704
うち地方債	7,626	20,862	45,829	3,934	14,254	―
うち社債	34,765	44,926	71,667	12,358	28,144	―
貸出金（※）	547,401	452,304	366,431	157,756	184,414	299,952
合計	687,401	623,100	607,467	278,764	458,160	310,656

（※） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない54,812百万円、期間の定めのないもの74,734百万円は含めておりません。

（注４） 預金および譲渡性預金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預金（※）	2,755,694	190,283	21,587	12	11	―
譲渡性預金	107,055	―	―	―	―	―
合計	2,862,750	190,283	21,587	12	11	―

（※） 預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

１．売買目的有価証券（平成23年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	5

２．満期保有目的の債券（平成23年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	27,335	27,830	494
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	27,335	27,830	494
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	―	―	―
合　計		27,335	27,830	494

３．その他有価証券（平成23年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,306	11,447	2,858
	債券	595,464	586,776	8,687
	国債	380,564	375,704	4,859
	地方債	57,968	57,109	858
	社債	156,931	153,961	2,969
	その他	47,543	46,846	696
	小計	657,313	645,069	12,243
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	17,093	22,769	△5,675
	債券	219,447	221,547	△2,099
	国債	149,975	151,433	△1,458
	地方債	34,541	34,885	△344
	社債	34,931	35,227	△296
	その他	30,755	32,496	△1,740
	小計	267,296	276,812	△9,515
合　計		924,610	921,882	2,727

４．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	3,621	108	1,108
債券	232,095	3,848	―
国債	227,451	3,703	―
地方債	4,123	124	―
社債	520	20	―
その他	7,670	207	29
合　計	243,387	4,163	1,137

５．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、614百万円（うち、株式614百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について（中間）連結会計（期間）年度末日における時価が取得原価に比べて50％以上下落している場合、及び30％以上50％未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（平成23年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	15,161	―

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	4,109	4,109	―	―	―

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、賃貸等不動産関係の記載を省略しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月20日

株式会社東邦銀行
　取締役会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾　形　克　彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　和　郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	満　山　幸　成	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東邦銀行の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月20日

株式会社東邦銀行
　取締役会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾　形　克　彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　和　郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	満　山　幸　成	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東邦銀行の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東邦銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査実施計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査実施計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年５月23日

株式会社東邦銀行　監査役会

常勤監査役　高　橋　邦　尚　㊞

常勤監査役　鈴　木　廣　明　㊞

監　査　役　齋　藤　信　一　㊞

監　査　役　平　賀　八　郎　㊞

監　査　役　牧　野　藤　厚　㊞

（注）　監査役のうち、齋藤信一、平賀八郎及び牧野藤厚は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

（ご参考）

第108期末（平成23年３月31日現在）信託財産残高表

（単位：百万円）

資　　産	金　　額	負　　債	金　　額
現 金 預 け 金	21	金 銭 信 託	21
合　　計	21	合　　計	21

（注）１．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
　　２．共同信託他社管理財産の取扱いはありません。
　　３．元本補てん契約のある信託の取扱いはありません。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

当行の配当方針は、内部留保の充実による健全性の向上を図りながら、安定的な配当を継続することを基本とし、業績の成果に応じ弾力的に株主の皆さま方への利益還元に努めていくこととしております。

本配当方針のもと、第108期の期末配当につきましては、当期の業績を総合的に勘案のうえ、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、１株につき３円25銭といたしたいと存じます。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金１株につき３円25銭と合わせ、年間の配当金は１株につき６円50銭となります。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金３円25銭　総額829,191,214円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年６月28日

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　3,000,000,000円

第２号議案　取締役15名選任の件

取締役全員（15名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	北村　清士（きたむら　せいし） （昭和22年４月14日生）	昭和45年４月　当行入行 平成２年３月　同　企画部長代理兼企画課長 平成４年３月　同　方木田支店長 平成６年３月　同　須賀川支店長 平成８年６月　同　資金証券部長 平成10年６月　同　総合企画部長 平成11年６月　同　取締役総合企画部長 平成13年６月　同　常務取締役本店営業部長 平成14年６月　同　常務取締役 平成16年６月　同　取締役副頭取 平成19年６月　同　取締役頭取 平成23年４月　同　取締役頭取兼営業本部長 （現在に至る） 〔担当〕営業本部	65,000株
2	遠藤　博（えんどう　ひろし） （昭和26年１月27日生）	昭和44年４月　当行入行 平成４年３月　同　仙台支店上席副支店長 平成５年３月　同　富久山支店長 平成８年４月　同　人事部付審議役 平成11年６月　同　小名浜支店長 平成15年５月　同　人事部長 平成16年３月　同　本店営業部長 平成16年６月　同　取締役本店営業部長 平成18年６月　同　常務取締役本店営業部長 平成19年６月　同　常務取締役 平成21年６月　同　専務取締役 平成22年５月　同　専務取締役融資部長 平成22年６月　同　専務取締役 （現在に至る） 〔担当〕コンプライアンス【正】・融資部・融資管理部	46,575株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
3	わたなべ　まさひこ 渡辺　正彦 （昭和29年10月１日生）	昭和52年４月　当行入行 平成８年３月　同　融資部審議役 平成10年３月　同　審査部副部長兼審査二課長 平成12年３月　同　郡山南支店長 平成14年６月　同　植田支店長 平成15年３月　同　融資管理部長 平成18年６月　同　取締役融資管理部長 平成19年３月　同　取締役監査部長 平成20年６月　同　常務取締役事務本部長 平成22年５月　同　常務取締役事務本部長兼市場金融部長 平成22年６月　同　常務取締役事務本部長（現在に至る） 〔担当〕市場金融部・事務本部	9,000株
4	あべ　けんすけ 阿部　賢輔 （昭和30年７月28日生）	昭和54年４月　当行入行 平成10年３月　同　西ノ内支店長 平成12年６月　同　東京事務所長 平成18年６月　同　東京支店長 平成19年３月　同　郡山支店長 平成19年６月　同　取締役郡山支店長 平成20年６月　同　常務取締役 平成21年６月　同　常務取締役総合企画部長 平成22年５月　同　常務取締役本店営業部長（現在に至る）	32,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
5	櫛谷昭一（くしや しょういち） （昭和30年10月１日生）	昭和53年４月　当行入行 平成10年３月　同　審査部審議役 平成12年３月　同　審査部副部長兼審査二課長 平成14年６月　同　郡山南支店長 平成15年12月　同　人事部付主任調査役 平成17年６月　同　融資部副部長 平成18年６月　同　融資部長 平成19年６月　同　取締役融資部長 平成20年６月　同　取締役郡山支店長 平成21年６月　同　常務取締役郡山支店長 （現在に至る）	16,000株
6	加藤容啓（かとう たかひろ） （昭和31年12月２日生）	昭和55年４月　当行入行 平成11年３月　同　審査部副部長兼融資企画課長兼総務部お客さま相談室課長 平成12年３月　同　郡山東支店長 平成14年３月　同　総合企画部副部長兼企画課長兼広報室長 平成14年10月　同　総合企画部副部長兼企画課長 平成15年10月　同　須賀川支店長 平成18年６月　同　市場金融部長 平成19年６月　同　総合企画部長 平成20年６月　同　取締役総合企画部長 平成21年６月　同　常務取締役 平成22年５月　同　常務取締役総合企画部長 平成22年５月　同　常務取締役 （現在に至る） 〔担当〕コンプライアンス【副】・総合企画部・人事部・総務部・東京事務所	21,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
7	阿部 隆彦（あべ たかひこ） （昭和31年９月25日生）	昭和54年４月　当行入行 平成10年３月　同　営業本部営業統轄部副部長兼営業企画課長兼総務部お客さま相談室課長 平成11年３月　同　営業本部営業企画部副部長兼営業企画課長兼総務部お客さま相談室課長 平成12年６月　同　検査部主任検査役 平成13年３月　同　いわき泉支店長 平成15年６月　同　安積支店長 平成17年３月　同　東福島支店長兼松山支店長 平成18年10月　同　営業本部営業統括部長 平成20年６月　同　営業本部副本部長兼営業統括部長 平成21年３月　同　営業本部副本部長 平成21年６月　同　取締役営業本部副本部長 平成22年６月　同　常務取締役営業本部長 平成23年４月　同　常務取締役（現在に至る） 〔担当〕監査部	25,000株
8	丹野 真助（たんの しんすけ） （昭和29年３月14日生）	昭和52年４月　当行入行 平成９年３月　同　郡山支店上席副支店長兼融資課長 平成９年６月　同　滝沢支店長 平成11年３月　同　審査部審議役 平成12年３月　同　審査部副部長兼審査一課長 平成14年６月　同　矢吹支店長 平成16年６月　同　人事部付主任調査役 平成18年６月　同　総務部長 平成19年６月　同　平支店長 平成20年６月　同　取締役平支店長（現在に至る）	43,232株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
9	菊地（きくち）　邦幸（くにゆき） （昭和30年10月30日生）	昭和54年４月　当行入行 平成11年３月　同　郡山支店上席副支店長兼融資課長 平成12年５月　同　原町東支店長 平成14年６月　同　南福島支店長 平成16年３月　同　平支店副支店長 平成18年３月　同　相馬支店長 平成20年６月　同　融資部長 平成22年５月　同　東京支店長 平成22年６月　同　取締役東京支店長（現在に至る）	8,000株
10	小暮（こぐれ）　憲一（けんいち） （昭和31年６月20日生）	昭和55年４月　当行入行 平成13年３月　同　平支店審議役 平成14年４月　同　ローンプラザ会津支店長兼会津支店上席副支店長 平成16年３月　同　郡山東支店長 平成18年３月　同　二本松支店長 平成20年３月　同　喜多方支店長 平成22年６月　同　取締役会津支店長（現在に至る）	9,000株
11	守谷（もりや）　光雄（みつお） （昭和32年７月８日生）	昭和56年４月　当行入行 平成12年３月　同　審査部審議役 平成14年６月　同　審査部副部長兼審査二課長 平成15年３月　同　融資部副部長兼審査二課長 平成15年６月　同　日立支店長 平成17年６月　同　検査部資産監査室長 平成17年９月　同　監査部資産監査室長 平成18年６月　同　融資部副部長 平成19年３月　同　融資管理部長 平成22年６月　同　取締役融資管理部長（現在に至る）	7,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
12	竹内誠司（たけうちせいじ） （昭和33年６月21日生）	昭和56年４月　当行入行 平成12年３月　同　審査部審議役 平成14年３月　同　郡山卸町支店長 平成16年６月　同　矢吹支店長 平成18年６月　同　喜多方支店長 平成20年３月　同　営業本部法人営業部長 平成22年５月　同　営業本部副本部長兼法人営業部長 平成22年６月　同　取締役営業本部副本部長兼法人営業部長 平成23年４月　同　取締役営業本部副本部長 平成23年５月　同　取締役営業本部副本部長兼営業統括部長 （現在に至る）	19,000株
※13	阪路雅之（さかじまさゆき） （昭和34年３月15日生）	昭和56年４月　当行入行 平成12年３月　同　総合企画部企画課長 平成13年３月　同　総合企画部副部長兼企画課長 平成14年３月　同　富田支店長 平成16年３月　同　方木田支店長兼大森支店長 平成18年３月　同　新宿支店長 平成19年６月　同　市場金融部副部長 平成19年10月　同　市場金融部長 平成22年５月　同　総合企画部長 平成23年４月　同　総合企画部長兼経営戦略調整室長 （現在に至る）	7,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
※14	阿字（あじ） 聡（さとし） （昭和33年１月13日生）	昭和55年４月　当行入行 平成12年３月　同　システム部審議役 平成12年９月　同　人事部付審議役 平成16年９月　同　検査部主任調査役 平成19年10月　同　監査部上席審議役 平成20年３月　同　監査部副部長兼監査企画課長 平成21年３月　同　事務本部事務統括部長 平成21年６月　同　事務本部副本部長兼事務統括部長 平成22年３月　同　事務本部副本部長兼事務企画部長 （現在に至る）	12,000株
※15	長谷川（はせがわ） 敏朗（としろう） （昭和33年１月21日生）	昭和55年４月　当行入行 平成13年６月　同　事務管理部副部長兼事務企画課長 平成15年６月　同　白河西支店長 平成17年９月　同　船引支店長 平成20年６月　同　人事部長 （現在に至る）	10,000株

（注）１．各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
２．※印は、新任候補者であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役齋藤信一、平賀八郎の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また監査役高橋邦尚氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。このうち江畑邦雄氏は、高橋邦尚氏の辞任にともなうその補欠としての候補者であります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
※1	江畑（えばた）　邦雄（くにお） （昭和32年２月16日生）	昭和54年４月　当行入行 平成10年３月　同　富田支店長 平成12年３月　同　仙台卸町支店長 平成15年５月　同　本宮支店長 平成17年３月　同　郡山支店副支店長 平成18年６月　同　個人金融部長 平成20年６月　同　監査部長 （現在に至る）	10,000株
※2	福田（ふくだ）　博志（ひろし） （昭和22年６月24日生）	昭和45年４月　日本銀行入行 昭和63年４月　同　発券局出納課長 平成元年９月　同　管財局総務課長 平成２年５月　同　経営管理局経理課長 平成４年５月　同　福島支店長 平成６年４月　同　検査役 平成７年２月　同　広島支店長 平成９年11月　同　審議役（考査企画担当）兼考査役 平成10年３月　株式会社整理回収銀行へ出向（専務取締役） 平成11年４月　株式会社整理回収機構専務取締役就任 平成12年３月　日本銀行退職 平成12年４月　株式会社整理回収機構専務取締役 平成19年６月　株式会社整理回収機構退職 平成19年６月　中央労働金庫常勤監事 平成23年６月　中央労働金庫常勤監事退任予定	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
※3	村瀬久子（むらせひさこ） （昭和22年５月１日生）	昭和47年４月　福島県庁入庁 平成10年４月　同　国際課長 平成12年４月　同　県民生活課長 平成13年４月　同　生活環境部参事兼県民生活課長 平成14年４月　同　教育次長 平成15年４月　同　県南地方振興局長 平成16年４月　同　商工労働部長 平成17年４月　同　保健福祉部長子ども施策担当理事 平成19年３月　福島県庁退職 平成19年４月　社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会常務理事兼福島総合病院事務部長事務取扱 平成23年５月　社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会常務理事兼福島総合病院事務部長事務取扱退任	0株

（注）１．各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

２．福田博志、村瀬久子の両氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所に定める独立役員の候補者であります。

３．社外監査役候補者の選任理由について

(1) 福田博志氏につきましては、金融業務に精通した専門的見地から監査をしていただくため、社外監査役候補者とするものであります。

(2) 村瀬久子氏につきましては、長年、地方行政に携わった経験にもとづき、客観的中立的に監査をしていただくため、社外監査役候補者とするものであります。

なお、同氏は直接企業経営に関与された経歴はありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

４．社外監査役との責任限定契約について

福田博志氏および村瀬久子氏が選任された場合は、当行は両氏との間で、任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償責任を負う、責任限定契約を締結する予定であります。

５．※印は、新任候補者であります。

第４号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了となり退任される取締役瀬谷俊雄、斎藤紀一、喜古真の各氏および監査役齋藤信一、平賀八郎の両氏ならびに本総会終結の時をもって辞任される監査役高橋邦尚氏の６名に対し、在任中の功労に報いるため、当行の一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役間の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
瀬谷（せや）　俊雄（としお）	昭和61年６月　当行常務取締役 昭和63年６月　同　取締役副頭取 平成２年６月　同　取締役頭取 平成19年６月　同　取締役会長（現在に至る）
斎藤（さいとう）　紀一（のりかず）	平成21年６月　当行取締役（現在に至る）
喜古（きこ）　真（まこと）	平成21年６月　当行取締役（現在に至る）
高橋（たかはし）　邦尚（くにひさ）	平成19年６月　当行常勤監査役（現在に至る）
齋藤（さいとう）　信一（しんいち）	平成15年６月　当行監査役（現在に至る）
平賀（ひらが）　八郎（はちろう）	平成19年６月　当行監査役（現在に至る）

第５号議案　役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の業績等を勘案し、取締役18名（当期中退任取締役含む）、監査役５名に対して総額２千８百万円（取締役分２千５百万円、監査役分３百万円）の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役間の協議によることにいたしたいと存じます。

第６号議案　取締役および監査役の報酬額改定の件

当行の取締役および監査役の報酬額は、平成６年６月29日開催の第91回定時株主総会において取締役の報酬額を月額21百万円以内、監査役の報酬額を月額４百万円以内とご決議いただき今日に至っており、また、取締役および監査役の賞与と退職慰労金につきましては、月額報酬とは別にご決議をいただいておりました。

しかし、その後の経営環境の変化等を考慮いたしまして、取締役の報酬体系につきましては、本議案でご承認をお願いする確定金額報酬と業績連動型報酬、および別にご決議をいただく役員退職慰労金といたしたいと存じます。

監査役の報酬体系につきましては、本議案でご承認をお願いする確定金額報酬、および別にご決議をいただく役員退職慰労金といたしたいと存じます。

なお、確定金額報酬および業績連動型報酬とも、その配分につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役間の協議にご一任願いたいと存じます。

1.　確定金額報酬

取締役の報酬額を年額250百万円以内、監査役の報酬額を年額50百万円以内といたしたいと存じます。

2.　取締役の業績連動型報酬

従来の賞与に代わり、前記１の確定金額報酬とは別に、当期純利益を基準として次表に基づく業績連動型報酬を支給いたしたいと存じます。

今回、このご提案をさせていただきますのは、業績と連動する報酬限度額の設定により、取締役の業績向上への貢献意欲をさらに高めることを目的としたものです。

なお、取締役の確定金額報酬および業績連動型報酬につきましては、使用人兼務取締役の使用人分報酬には含まないものといたします。

＜表＞業績連動型報酬限度額

当期純利益水準（注）	業績連動型報酬限度額
30億円以下	０円
30億円超～40億円以下	30百万円
40億円超～60億円以下	40百万円
60億円超～80億円以下	50百万円
80億円超～100億円以下	60百万円
100億円超	70百万円

（注）　当期純利益は当行単体の額とし、第109期（平成23年４月１日～平成24年３月31日）より適用いたします。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

記

１．インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-kosi.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使サイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細についてはお持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

(3) インターネットによる議決権行使は、平成23年６月24日（金曜日）午後５時15分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

(4) 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

(5) インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

(6) 議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

２．インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) パソコンを利用する場合

Ａ．インターネットにアクセスできること

Ｂ．インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft Internet Explorer ver.6.0以上を使用できること

Ｃ．ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること

Ｄ．議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe Reader ver.6.0以上を使用できること

※MicrosoftおよびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、米国、日本およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe Readerは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。

(2) 携帯電話を利用する場合

Ａ．「ｉモード」、「EZweb」、「Yahoo！ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること

Ｂ．暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

※「ｉモード」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

※「EZweb」はKDDI株式会社の登録商標です。

※「Yahoo！」は、米国Yahoo！ Inc. の登録商標または商標です。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　日本証券代行㈱　代理人部　IT総会ヘルプデスク
【専用ダイヤル】 0120－707－743（フリーダイヤル）
受付時間９:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）

〈メ　モ　欄〉